

別表第1（第3条、第4条、第5条、第6条関係）
障害者の日常生活用具の種目等

区分	種目	対象者	性能	耐用年数	基準単価（円）
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害２級以上の身体障害者（寝返りや起き上がりが困難な者に限る。）	原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度等を個別に調整できる機能を有するもの	８年	１５４，０００
	特殊マット	下肢又は体幹機能障害１級の身体障害者（寝返りや起き上がりが困難な者に限る。）	褥瘡 ^{じよくそう} の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの	５年	５０，０００
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害１級の身体障害者（寝返りや起き上がりが困難な者に限る。）	尿が自動的に吸引されるもので、障害者又は介助者が容易に使用し得るもの	５年	６７，０００
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害２級以上の身体障害者（入浴に当たって、家族等の介助を要する者に限る。）	障害者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	５年	８２，４００
	体位変換器	下肢又は体幹機能障害２級以上の身体障害者（下着交換等に当たって、家族等の介助を要する者に限る。）	介助者が障害者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	５年	１５，０００
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害２級以上の身体障害者（移乗又は移動若しくは立ち上がりが困難な者に限る。）	介助者が障害者を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改造を伴うものを除く。	４年	１５９，０００
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害の身体障害者であって、入浴に介助を要するもの	入浴時の移動、座位保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	８年	９０，０００
	便器	下肢又は体幹機能障害２級以上の身体障害者	手すり付きのもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	８年	１０，０００
	T字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害の身体障害者	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能の身体障害者の歩行を補助し得るもの（附属品として、夜光材を含む。外装に白色又は黄色ラッカーを使用することができる。）	３年	主体：木材 外装：ニス塗装 2，２００ 主体：軽金属 外装：塗装なし 3，０００
	移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有する身体障害者であって、家庭内の移動等において介助を要するもの	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障害者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	８年	６０，０００
	頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害の身体障害者のうち、脳性麻痺や失調等により立位・歩行が不安定であり、転倒の危険があるものでんかんの発作等により頻繁に転倒する知的障害者（知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者のうち１８歳以上であるものをいう。以下同じ。）又は精神障害者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	３年	主材料プラスチック無（オーダー） １５，２００ 主材料プラスチック無（レディ） １２，１６０ 主材料プラスチック有（オーダー） ３６，７５０ 主材料プラスチック有（レディ） ２９，４００
	特殊便器	上肢障害２級以上の身体障害者又は知的障害者のうち障害の程度が重度若しくは最重度であるもの（排便後の処理が困難な者に限る。）	温水温風を出し得るもので、障害者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	８年	１５１，２００
	火災警報器	障害等級２級以上の身体障害者、知的障害者のうち障害の程度が重度若しくは最重度であるもの又は障害等級１級の精神障害者（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯）	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	８年	１５，５００
	自動消火器	上記に同じ。	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火し得るもの	８年	２８，７００
	電磁調理器	視覚障害２級以上の身体障害者（視覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯）又は知的障害者のうち障害の程度が重度若しくは最重度であるもの（障害者・児のみの世帯又はこれに準ずる世帯）	障害者が容易に使用し得るもの	６年	４１，０００
	視覚障害者用秤	視覚障害２級以上の身体障害者（視覚障害者・児のみの世帯又はこれに準ずる世帯）	障害者が容易に使用し得るもの	６年	触読 ４，０００ 音声 ２５，０００
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害２級以上の身体障害者	障害者が容易に使用し得るもの	１０年	７，０００
	視覚障害者用携帯型歩行支援装置	視覚障害２級以上の身体障害者	視覚に障害を有する者の歩行に必要な地図情報及び位置情報の入手を容易にする製品であって、点字、凸線等により操作ボタンが知覚でき、かつ、触覚や音声信号のみにより情報を確認できる機能を有するもの	６年	１２６，０００

	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害２級以上の身体障害者（聴覚障害者・児のみの世帯又はこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯）	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの（サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計又は聴覚障害者用屋内信号灯を含む。）	１０年	８７，４００
	聴覚障害者用電話着信通報装置	聴覚障害２級以上の身体障害者（聴覚障害者・児のみの世帯又はこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯）	通知時の光や振動を視覚、触覚等により知覚できるもの	５年	２０，５００
在宅療養等支援用具	透析液加温器	じん臓機能障害３級以上の身体障害者で自己連続携行式腹膜灌流法（ＣＡＰＤ）による透析療法を行うもの	透析液を加温し、一定温度に保つもの	５年	５１，５００
	ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能障害３級以上又は同程度の身体障害者であって必要と認められるもの	障害者が容易に使用し得るもの	５年	３６，０００
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障害３級以上又は同程度の身体障害者であって必要と認められるもの	障害者が容易に使用し得るもの	５年	５６，４００
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	人工呼吸器の装着が必要な身体障害者又は在宅酸素療法を行っている身体障害者であって必要と認められるもの	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの（附属品としてバッテリーを含む。）	５年	１５７，５００
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）測定センサー	動脈血中酸素飽和度測定器の使用が必要と認められる身体障害者	障害者が容易に使用し得るもの	—	（月額）６，５００
	酸素ボンベ運搬車	呼吸器機能障害３級以上の身体障害者であって、医療保険における在宅酸素療法を行うもの	障害者が容易に使用し得るもの	１０年	１７，０００
	視覚障害者用体温計	視覚障害２級以上の身体障害者	障害者が容易に使用し得るもの	５年	９，０００
	視覚障害者用体重計	視覚障害２級以上の身体障害者	障害者が容易に使用し得るもの	５年	１８，０００
	視覚障害者用血圧計	視覚障害２級以上の身体障害者	障害者が容易に使用し得るもの	５年	９，５００
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害の身体障害者又は肢体不自由の身体障害者であって、発声・発語に著しい障害を有する身体障害者	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの	５年	９８，８００
	情報・通信支援用具	上肢機能障害２級以上又は視覚障害２級以上の身体障害者	障害者向けのパーソナルコンピュータ、タブレット端末又はスマートフォン周辺機器や、アプリケーションソフト	５年	１００，０００
	視覚障害者用地デジ対応ラジオ	視覚障害２級以上の身体障害者	地上デジタル放送を受信し、視覚障害者が容易に使用し得るもの	５年	２９，０００
	点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害（原則として視覚障害２級以上かつ聴覚障害２級）の身体障害者又は視覚障害２級以上の身体障害者であって、必要と認められるもの	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことができるもの	６年	３８３，５００
	点字器	視覚障害の身体障害者	障害者が容易に使用し得るもの（附属品として、点筆を含む。）	７年 （標準型） ５年 （携帯用）	１０，４００
	点字タイプライター	視覚障害２級以上の身体障害者（本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る。）	障害者が容易に使用し得るもの	５年	６３，１００
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害２級以上の身体障害者	ア 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、ＤＡＩＳＹ方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、障害者が容易に使用し得るもの 又は、 イ 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、ＤＡＩＳＹ方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、障害者が容易に使用し得るもの	６年	ア録音再生機 ８５，０００ イ再生専用機 ４８，０００
	視覚障害者用情報認識読上げ装置	視覚障害２級以上の身体障害者	音声コードや色等の情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、障害者が容易に使用し得るもの（視覚障害者向け音声変換ソフトを含む。）	５年	９９，８００
	視覚障害者用音声ＩＣタグレコーダー	視覚障害２級以上の身体障害者	視力に障害を有する者が物の識別を容易にする製品であって、点字、凸線等により、操作ボタンが知覚でき、かつ、ＩＣタグその他の集積回路とアンテナを内蔵する物品の持つ識別情報を無線により読み取り、当該識別情報と音声データを関連付け音声データを音声信号に変換して出力する機能及び音声により操作方法に関する案内を行う機能を有するもの	６年	５９，８００

	視覚障害者用読書器	視覚障害の身体障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になるもの	ア 画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの イ 撮像した活字を文字として認識し、音声信号に変換して出力する機能を有するもの ウ 眼鏡等の装置を身に着けることで、画像（文字等）をモニターに映し出せるもの（暗所視支援眼鏡を含む。）	8年	239,000
	視覚障害者用時計	視覚障害2級以上の身体障害者	障害者が容易に使用し得るもの	10年	13,300
	聴覚障害者用通信装置	聴覚障害又は発声・発語に著しい障害を有する身体障害者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段等として必要と認められるもの	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者が容易に使用し得るもの	5年	35,000
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害の身体障害者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、障害者が容易に使用し得るもの	6年	88,900
	人工喉頭	音声機能障害の身体障害者であって、喉頭を摘出したもの	（笛式）呼吸によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの（附属品として、気管カニューレを含む。） （電動式）顎下部等にアてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの（附属品として電池又は充電器を含む。）	4年（笛式） 5年（電動式）	（笛式） 5,000 （気管カニューレ付は3,100増） （電動式） 70,100
	点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害の身体障害者	点字により作成された図書	—	
排泄管理支援用具	ストーマ装具	ぼうこう機能障害又は直腸機能障害の身体障害者でストーマを造設したもの	人工肛門、人工ぼうこう造設者が使用するストーマ装具（消化器系）・ストーマ装具（尿路系）、ストーマ用品（皮膚保護ペースト、皮膚保護パテ、皮膚保護パウダー、皮膚保護ウエハー等）及び洗腸用具	— （洗腸用具は6箇月）	ストーマ装具（消化器系）（月額）8,600 ストーマ装具（尿路系）（月額）11,300 洗腸用具 12,000 紙おむつ等（月額）12,000
	収尿器	高度の排尿機能障害の身体障害者	脊髄損傷等により排尿障害（特に失禁のある場合など）のある場合に使用されるもの	—	（月額）12,000
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する者であって障害等級3級以上の身体障害者。ただし、特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害2級以上の身体障害者又は知的障害者のうち障害の程度が重度若しくは最重度であるもの（排便後の処理が困難な者に限る。）	障害者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	1回限り	200,000

- 注
- 脳原性運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じて、取り扱うものとする。
 - ストーマ装具の例外として、次の者を対象に、紙おむつ等（紙おむつ、サラン・ガーゼ等衛生用品）を支給することができるものとする。
 - 治療によって軽快の見込みのないストーマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストーマの変形のためストーマ装具を装着することができない者並びに先天性疾患（先天性鎖肛を除く。）に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のある者及び先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者で、紙おむつ等の用具類を必要とするもの
 - 脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿又は排便の意思表示が困難な者で、紙おむつ等の用具類を必要とするもの
 - 排泄管理支援用具及び動脈血中酸素飽和度測定器測定センサーは、申請1回につき6箇月分までの日常生活用具給付券を一括交付することができるものとする。
 - 点字図書は、給付対象者1人につき、年間6タイトル又は24巻を限度とする。ただし、辞書等一括して購入しなければならないものを除く。また、月刊や週刊等で発刊される雑誌は対象外とする。
 - 住宅改修費の対象となる住宅改修の範囲は、次に掲げる居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費とする。なお、当該住宅改修は、給付対象者が現に居住する住宅について行われるもの（借家の場合は家主の承諾を必要とする。）であり、かつ身体状況、住宅の状況等を勘案して市が必要と認める場合に給付するものとする。
 - 手すりの取付け
 - 床段差の解消
 - 滑り防止及び移動の円滑化等のための床材の変更
 - 引き戸等への扉の取替え
 - 洋式便器等への便器の取替え
 - その他、上記住宅改修に付帯して必要となる住宅改修